

委員会提出議案第5号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成27年10月1日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 松 田 正 美

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策や就学・修学支援をめぐっては、家庭の経済状況を教育の格差につなげないよう、制度、施策の充実が求められてきたところである。こうした中、国においては、子どもの貧困対策に関する大綱の決定や高等学校等就学支援金制度の導入等がなされ、また、三重県内においても高校生等奨学給付金制度が創設されるなど、各種の取り組みが進められてきた。

しかし、我が国における子どもの貧困の実態としては、全国で約6人に1人の子どもが貧困状態にあり、就学援助についても三重県内で約9人に1人が受けており、当市でも増加傾向が続いている状況である。また、我が国の教育支出の状況も経済協力開発機構加盟国と比較して、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は低く、教育費全体に対する私費負担の割合は高い状態となっている。

一方で、現行制度では高等学校段階における入学料、教材費、部活動に係る経費等の保護者負担が大きいことや、貸与型の奨学金が返還できず訴訟に至るケースが増加しているなどの課題も見られる。

以上を踏まえると、高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充などの支援がより一層、必要であると考えらる。

よって、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、国において子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月1日

桑名市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様